

福岡市立障がい者生活・就労支援施設

生活能力、就労能力等の向上に必要な支援を行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する「就労移行支援」、「就労継続支援（B型）」「自立訓練（生活訓練）」の事業を行い、もって障がい者の福祉の向上に資することを目的としています。



生產品（クッキー）

対象施設一覧

NO.6 ももち福祉プラザ

福祉局障がい者部障がい企画課

施設の概要① (NO.6 ももち福祉プラザ)

施設概要

所在地	福岡市早良区百道浜一丁目4-1
開設年	平成6年
構造等	鉄筋コンクリート造 地上4階、地下1階建
敷地面積	1,797.00㎡
延床面積	4,353.73㎡ うちももち福祉プラザ占有部分:968.4㎡
開館時間	9時～18時
休館日	毎週月曜 休日及び12月29日～翌年1月3日
駐車場など	22台
アクセス	西鉄バス「医師会館・ソフトリサーチパーク前」バス停から徒歩3分 西鉄バス「福岡タワー南口」バス停から徒歩5分 地下鉄空港線「西新駅」から徒歩15分
主な周辺施設	福岡市急患診療センター、福岡タワー
その他	早良障がい者フレンドホームと合築



【各事業について】

●就労移行支援（定員6名）

通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる障がい者に対して、生産活動、職場体験などの機会の提供、就労に必要な能力を向上のための訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な支援を行う。

●就労継続支援B型（定員50名）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の事業所に雇用されていたが、その年齢、心身の状態などの事情で引き続き、当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者等に対して、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を行う。

種 類	就労移行支援	就労継続B型	生活介護（作業型）
菓子製造	6人	30人	—
簡易作業		20人	24人

●生活介護（活動型）（定員20名）

入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動の提供その他必要な援助を要する重度心身障がい者等であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。

●生活介護（作業型）（定員24名）

入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する重度知的障がい者等であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。

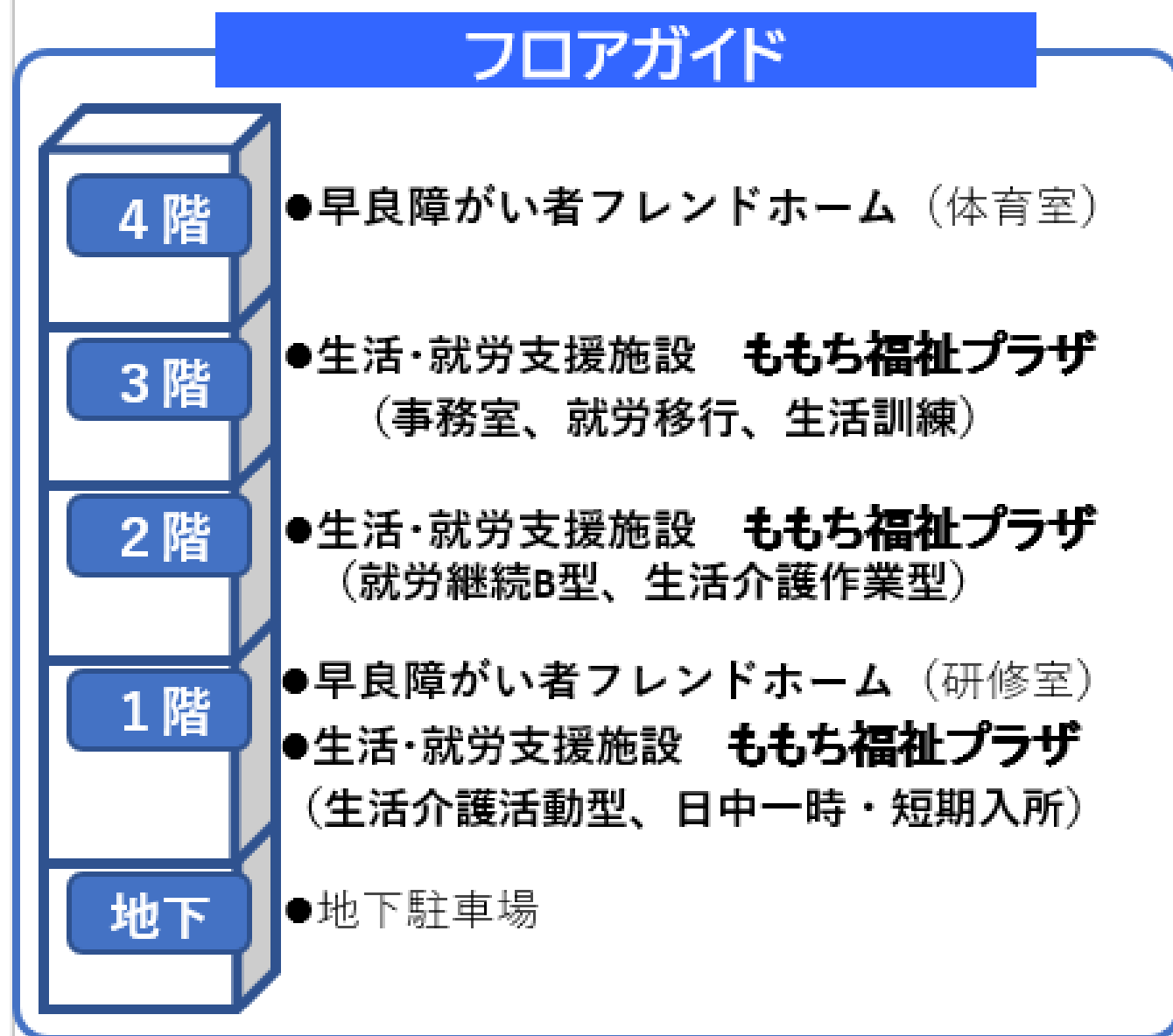
●短期入所（定員3名）

居宅に置いてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて行われる、入浴、排せつ食事の介護その他の必要な支援を行うもの。なお、受入に当たっては、重度の知的障がい者で、激しい自傷や他傷等、生活環境に極めて特異な不適応行動を頻回に示し、日常の生活に困難を生じている障がい児・者（以下「強度行動障がい者」という。）を5割以上受け入れること。ただし、障がい支援区分が4以上の利用者の割合が8割を超えないようにすること。

施設の概要③ (NO.6 ももち福祉プラザ)

■主な施設、設備

- ・事務室
- ・日常生活訓練室
- ・作業室
- ・食堂
- ・相談室



- 1 施設の運営（利用手続、訓練等給付費の請求、工賃支払ほか）
- 2 事業に関する業務（「就労継続支援（B型）」「就労移行支援」「生活介護（活動・作業型）」「短期入所」の障害福祉サービスに関する業務）
- 3 施設・設備・物品等の管理（施設の保守・維持管理、警備ほか）
- 4 その他（事業計画書・報告書の作成、利用者アンケートほか）